

# 法定講習会開催のお知らせ

## 自動車の使用者様

(公社)愛知県安全運転管理協議会会長

会場一覧表のとおり、安全運転管理者の法定講習会を行いますので、指定の日時・場所で必ず受講してください。また講習会場における受付の混雑を緩和するため、お手数ですが事前に事業所の所在地を管轄する警察署にお越しいただき、愛知県収入証紙(手数料4,500円)を購入して受講申請書に貼付し、必要事項の記載をお願いします。

(各講習会場でも愛知県収入証紙の購入はできます)その際、受領されたテキスト等は講習会で必要となります。

なお指定された日時・場所で受講できない場合には、他の講習会場でも受講できますが、収容人員に限りがありますので、所在地を管轄する警察署主催の会場で受講されますようお願いいたします。代理人による受講はできません。

したがって、安全運転管理者に変更があれば、講習日までに管轄警察署で変更の手続きをお願いいたします。なお、各会場の駐車場は台数に制限がありますので、最寄りの公共交通機関を利用して下さい。

また、コロナウイルス対策として空調機などによる換気をおこないますが、出入の際の手洗や消毒、マスクの着用など咳エチケットの協力をお願いします。

※ 開催日や開催場所などに変更が生じた場合は、ホームページでお知らせしますので確認してください。

## 安全運転管理者講習会場一覧表

※ 黄色は6月開催予定の変更分、薄青色は7月開催予定の変更分、薄茶色は8月開催の変更分 令和2年5月19日 現在

講習署	開催日	回数	開催場所	講習署	開催日	回数	開催場所
千種	9月16日(水)	1	ウイルあいちホール	津島	9月10日(木)	1	あま市美和文化会館
東	11月24日(火)	1	ウイルあいちホール	蟹江	未定	1	弥富市総合社会教育センター
北	12月9日(水)	1	ウイルあいちホール	半田	10月6日(火)	1	アイプラザ半田
西	9月9日(水)	2	西文化小劇場	東海	9月15日(火)	1	知多市勤労文化会館
	11月6日(金)予定			知多	10月7日(水)	1	
中村	10月14日(水)	2	日本特殊陶業市民会館	常滑	10月15日(木)	1	常滑市民文化会館
	12月14日(月)		名古屋市公会堂				
中	10月20日(火)	2	日本特殊陶業市民会館	刈谷	12月24日(木)	1	刈谷市総合文化センター
	12月18日(金)		ビレッジホール	碧南	12月8日(火)	1	碧南市民文化会館
昭和	12月18日(金)	1	日本特殊陶業市民会館	安城	11月18日(水)	1	安城市民会館
瑞穂	12月7日(月)	1	ウイルあいちホール	西尾	11月10日(火)	1	西尾市民文化会館
熱田	10月14日(水)	1	日本特殊陶業市民会館	岡崎	9月11日(金)	2	幸田町民会館
中川	9月18日(金)	2	港文化小劇場		3年1月20日(水)		
	未定		未定				
南	11月12日(木)	1	日本ガイシフォーラム	豊田	12月16日(水)	2	豊田市民文化会館
港	9月2日(水)	2	港文化小劇場	12月17日(木)			
	9月18日(金)						
緑	10月21日(水)	1	緑文化小劇場	足助	10月28日(水)	1	足助交流館
名東	9月29日(火)	1	名東文化小劇場	設楽	11月25日(水)予定	1	奥三河総合センター
天白	10月27日(火)	1	天白文化小劇場	新城	11月26日(木)	1	新城文化会館
守山	11月27日(金)	1	尾張旭市文化会館	豊川	11月9日(月)	1	豊川市文化会館
愛知	未定	1	愛知学院大学講堂	蒲郡	11月11日(水)	1	蒲郡市民会館
瀬戸	10月8日(木)	1	瀬戸市文化センター	豊橋	9月8日(火)	2	ライフポートとよはし
春日井	9月3日(木)	1	春日井市民会館		12月22日(火)		
小牧	9月4日(金)	1	小牧市市民会館	田原	11月17日(火)	1	田原文化会館
西枇杷島	10月2日(金)	1	北名古屋市文化勤労会館	【補 充】			
江南	11月4日(水)	1	江南市民文化会館	名古屋尾東ブロック	12月15日(火)	1	日本特殊陶業市民会館
犬山	10月9日(金)	1	扶桑文化会館	(指定署・中)			ビレッジホール
一宮	10月13日(火)	2	一宮市民会館	尾西ブロック	11月13日(金)	1	一宮市民会館
	12月23日(水)			(指定署・一宮)			
稲沢	9月30日(水)	1	名古屋文理大学文化フォーラム	西三ブロック	11月5日(木)	1	幸田町民会館
				(指定署・岡崎)			
				東三ブロック	10月22日(木)	1	ライフポートとよはし
				(指定署・豊橋)			

根拠

道路交通法第74条の3第8項

自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

携行品

安全運転管理者証、受講申請書